

届出は、工事着手予定日の60日前までに行ってください。

第 号
年 月 日

神奈川県教育委員会教育長 殿

事業主(施主)の住所・氏名

住 所 神奈川県逗子市逗子5-2-16

氏名等 逗子 太郎

埋蔵文化財発掘の届出について

届出書類は、**2部**ご提出ください。(添付図面とも)

周知の埋蔵文化財発掘地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第93条第1項、同第184条第1項及び文化財保護法施行令(昭和50年政令第267号)第5条第2項の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり届け出ます。

記

1. 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
2. 土木工事等をしようとする土地の面積
3. 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
4. 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状

■この届出手続きに要する期間について

市教育委員会は、届出地点の埋蔵文化財の現況(遺存の有無またはその深度及び密度など)を把握し、届出による工事内容が埋蔵文化財に影響を及ぼす可能性を判断する必要があります(神奈川県文化財保護条例の施行等に関する規則第40条第1項第1号ア)。したがって、試掘確認調査を実施する場合、その結果を添付してから神奈川県教育委員会に送付することになります。

9. 当該土木工事等の終了の予定時期
10. その他参考となるべき事項

【添付書類】

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

■添付図面について

- 案内図
 - 平面図(配置図等)
 - 断面図(基礎図・矩計図等、地下部分の構造を示す図面)
- ※地盤改良等をご計画の場合は、その内容を示す図面。
例)杭基礎・柱状改良等の場合は、杭伏図等(改良径及び深度を明記してください)。

別 記

(裏)

93条第1項

県文書番号

第 号 ・

年 月 日

1. 所在地	<u>(地番で記載)</u>		
2. 面積	m ²		
3. 土地所有者	住 所 :		
	氏名等 :		
4. 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 やぐら その他の墓 生産遺跡 都市遺跡 その他の遺跡 ()		
遺跡の名称	(県遺跡番号)		員数
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ()		
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他 ()		
5. 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校建設 集合住宅 個人住宅 工場 店舗 個人住宅兼工場又は店舗 その他の建物 ()		
	宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・水道・電気等 農業基盤整備事業 (農道等を含む) その他農業関係事業 土砂採取 その他工事 ()		
工事の概要	<u>(個人専用住宅の建設・宅地造成 等)</u>		
6. 工事主体者	住 所 : 神奈川県逗子市逗子5-2-16		
	(当該土木工事等が 請負契約等により なされるときは、 契約の両当事者)	氏名等 : 逗子 太郎	
		住 所 : 神奈川県逗子市逗子4-2-10	
		氏名等 : 株式会社 ずしハウス 代表取締役 逗子 花子	
7. 施行担当責任者	住 所 : 神奈川県逗子市新宿5-4-1		
	氏名等 : 株式会社 ずし建設 代表取締役 逗子 一郎		
8. 着手予定時期	年 月 日	9. 終了予定時期	年 月 日
10. 参考事項			
指示事項	発掘調査 工事立会 慎重工事 その他 ()		

[注意事項] ①太線内は届出者が記入。 ②指導事項欄は県教育委員会で記入。 ③遺跡の種類・現状・時代及び工事の目的欄は、該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は () 内に記入。